

上田上・晴嵐台地域におけるデマンド型乗合タクシー運行業務 仕様書

本仕様書は、上田上・晴嵐台地域におけるデマンド型乗合タクシー運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

上田上・晴嵐台地域におけるデマンド型乗合タクシー運行業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

大津市内の南部に位置する上田上・晴嵐台地域の住民等の移動手段を確保するとともに、持続可能かつ利便性の高い運行方法を検討することを目的に、デマンド型の乗合タクシーを運行する。

3 本業務の概要

(1) 事業主体 大津市（以下「委託者」という。）

(2) 運行事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客事業者運送事業に限る。）の許可を有している者又は運行開始日までに当該許可を取得する見込みである者（以下「受託者」という。）であること。

(3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

①認可等申請業務

本業務実施に必要な道路運送法に基づく認可申請（第 4 条申請）を行う。認可申請に要する費用は受託者が負担する。

②運行業務

ア 運行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

イ 運行区域 上田上・晴嵐台地域のうち委託者が指定する区域

ウ 運行方法 区域運行、予約制、ダイヤ制

エ 運行日時 週 6 回 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日（当該曜日が祝日の場合も運行。なお、12 月 30 日から 1 月 3 日は運休とする。）

オ 運行時間 • 8 時 00 分～19 時 50 分

• ダイヤ詳細は別添 1 参照

• 利用者から予約があったダイヤに対し、気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときを除き、1 台は運行する。

カ 予約受付期間 利用日の 1 週間前から利用日当日の該当便の始発時間の 1 時間前まで

キ 予約受付時間 6 時 30 分～19 時 00 分

ク 運行車両 車両は受託者が所有するタクシー車両とする。また、予約状況に応じて、車両を変更又は追加するなど臨機対応し、デマンド型乗合タクシーであることがわかることを表示（マグネットシート等）する。なお、マグネットシートは、委託者が作成し貸与する。

- ヶ 経路決定 受託者が予約状況をまとめ、乗合の経路を決定する。
- ｺ 運行経路 委託者の指定する停留所から停留所までとする。停留所は、別添2のとおり、公共施設、病院、商業施設、既存バス停、駅など住民が集まる場所に設置する停留所を指し、停留所であることがわかる表示は委託者が対応する。
- サ 利用料金
- ・運賃については、一律300円とする。また、障害者、小学生は大人料金の半額、未就学児は保護者同伴の上、1人目は無料、2人目からは有料（小学生料金）、小学生以下及び1人で乗降が困難な人は、付き添いが必要（有料）であることとする。ただし、障害者の付き添いは1人に限り半額とする。いずれの割引においても10円未満は切り捨てとする。
 - ・利用料金はすべて受託者の収入とする。
 - ・1運行につき、2人以上の利用がある区間が発生した場合は、あいのり割引を適用し、1名あたりの料金を割引する。あいのり割引運賃及び割引適用の具体例は別添3のとおり。
 - ・田上車庫前停留所と上田上地域内の停留所（フォレオ大津一里山、滋賀医科大学、青山五丁目、青山七丁目、県立図書館・美術館前は除く。）間の運行については、田上車庫バス乗り継ぎ割引を適用し、1名あたりの料金を100円とする。
 - ・回数券については、受託者と別途協定書を締結し、委託料とは別に精算する。
 - ・割引の併用はできないものとする。
- シ 任意保険加入 受託者が任意保険に加入する。
- ス 安全確保体制 受託者が車両点検、整備を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応し、乗務員の勤務の管理、安全運行に関する乗務員の指導及び教育体制を徹底する。
- セ 危機管理体制 受託者は、事故や災害等の緊急時の対応できる体制及び気象状況により運休する場合の体制を整え、運休の判断にあたっては、委託者と協議する。
- ゾ 運行の成立 1人以上の利用者を予約区間において乗車させ、利用料金の徴収を完了した時点で、運行が成立したものとする。

③予約受付業務

- ア 受託者が、利用希望者からの電話による予約を受け付けるものとする。なお、予約受付に従事するオペレータに専属性は求めないものとする。
- イ 予約状況確定後、必要に応じて、速やかに運行経路を作成し、円滑な運行を実施する。
- ウ 予約状況等により、利用者の希望時間に利用していただけない場合は、乗車日時の変更を依頼するなど、利用者と調整する。

④報告業務

- ア 受託者は、月毎の運行記録に関する報告書を作成し、翌月10日までに委託者に提出する。報告内容は、日付、便毎の乗車人数、運行時間、乗降停留所、運行距離、利用料金等の記録及び、記録を集計しデータ化して報告する。
- イ 事故発生時には、迅速かつ的確に対応し、委託者に速やかに報告するとともに報告書を提出す

る。

- ウ 利用者からの問い合わせ、苦情等には誠実に対応し、苦情については委託者に報告書を提出する。
- エ その他、業務上必要な情報を共有する。

⑤利用促進、サービス向上の取組

受託者は、委託者が作成する「利用案内」を利用し、地域住民への周知に協力する。また、利用者ニーズの把握、運行実績の検証、分析結果等、今後の利用促進及びサービス向上に向けて委託者に情報を提供する。

4 業務委託料

業務委託料は、運行経費から運賃収入を引いた額とする。運行経費及び運賃収入の算出方法については以下のとおりとする。(別添4参照のこと)

(1) 運行経費

運行経費は、下記①、②及び③の合計とする。

①上田上地域の運行経費

迎車単価1及び運行単価1に基づき、運行回数に応じて積算した額とする。運行単価や積算方法は以下のとおりとする。

$$\text{ア} \quad (\text{迎車単価1} + \text{運行単価1}) \times \text{運行回数}$$

迎車単価1：上田上地域までの迎車単価

運行単価1：上田上地域を運行した際の運行単価

②晴嵐台地域の運行経費

迎車単価2及び運行単価2に基づき、運行回数に応じて積算した額とする。運行単価や積算方法は以下のとおりとする。

$$\text{イ} \quad (\text{迎車単価2} + \text{運行単価2}) \times \text{運行回数}$$

迎車単価2：晴嵐台地域までの迎車単価

運行単価2：晴嵐台地域を運行した際の運行単価

③キャンセルが発生した場合

運行便の始発時間の1時間前以降のキャンセルや停留所に利用者が現れないと等により、運行が取りやめとなった場合、500円の迎車経費が発生したものとする。ただし、キャンセル時点で車両が目的地に向かっていない場合はこの限りではない。

(2) 運賃収入

3 (4) ②サに規定する利用料金に基づき、運行事業者が利用者から得た総額とする。

※運賃収入実績（令和6年12月～令和7年11月）については、参考1を参照のこと。

5 契約単価

契約単価は、入札書に記載した迎車単価1及び2並びに運行単価1及び2とする。

6 注意事項

- (1) 委託期間中に発生した本業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うものとする。
- (2) 受託者は、契約時の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、本業務を遂行する上で知り得た個人情報その他の秘密事項を適正に取り扱うものとする。
- (3) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため責任者を配置し、逐次、委託者と連絡調整を行うものとする。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度協議する。なお、軽微な内容については、協議の上、隨時変更する。

別添 1

○上田上・晴嵐台地域ダイヤ

○上田上地域

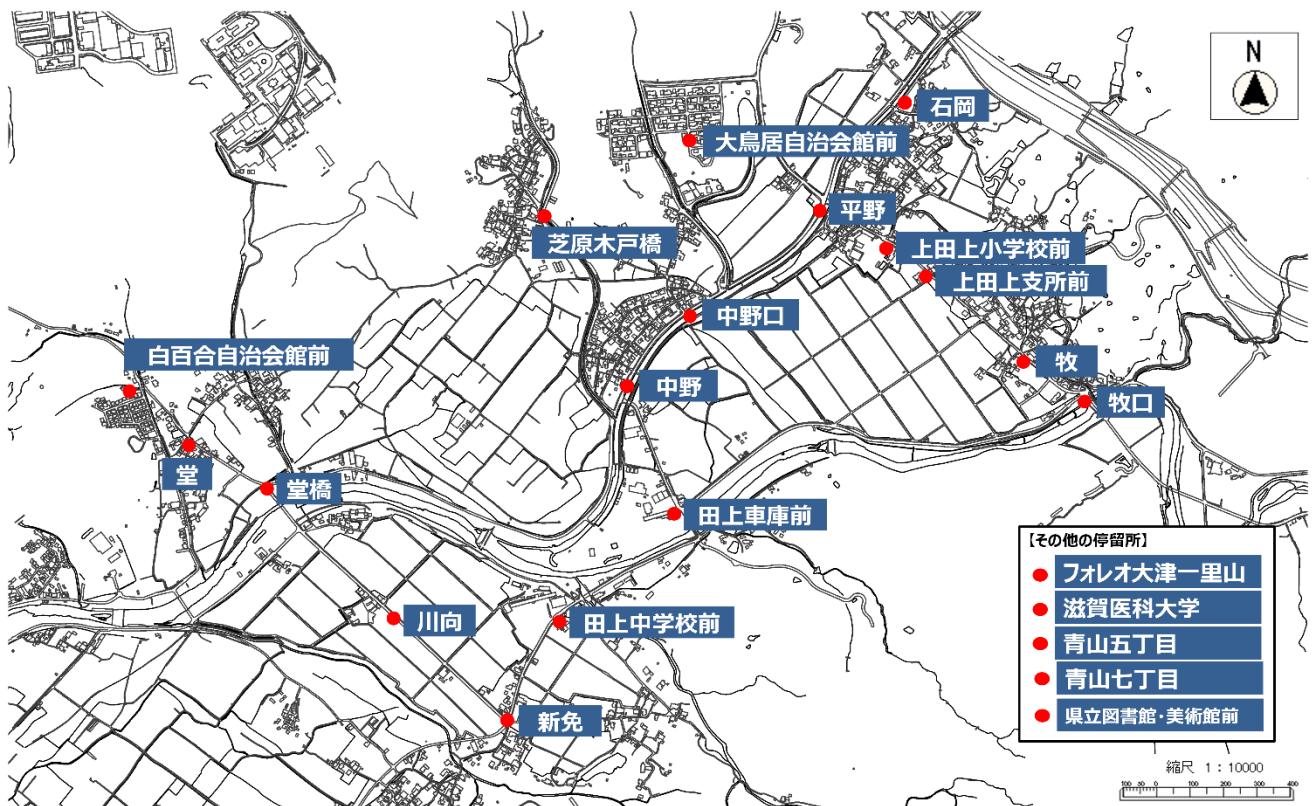
便名 運行エリア	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	17時便	18時便	19時便
学区内発 ↓ フォレオ、 大学病院着	8:00~ 8:50	9:00 ↓ 9:20	-	11:00 ↓ 11:20	-	13:00 ↓ 13:20	-	15:00 ↓ 15:20	-	17:00 ↓ 17:20	-	19:00 ↓ 19:20
フレオ、 大学病院着 ↓ 学区内発		9:30 ↓ 9:50	-	11:30 ↓ 11:50	-	13:30 ↓ 13:50	-	15:30 ↓ 15:50	-	17:30 ↓ 17:50	-	19:30 ↓ 19:50

○晴嵐台地域

便名 運行エリア	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	17時便	18時便	19時便
A~K停留所発 ↓ 南郷一丁目着	8:00~ 8:45	-	10:00 ↓ 10:15	11:00 ↓ 11:15	12:00 ↓ 12:15	-	14:00 ↓ 14:15	-	16:00 ↓ 16:15	-	-	-
南郷一丁目発 ↓ A~K停留所着		-	-	11:30 ↓ 11:45	12:30 ↓ 12:45	13:30 ↓ 13:45	-	15:30 ↓ 15:45	-	17:30 ↓ 17:45	-	-

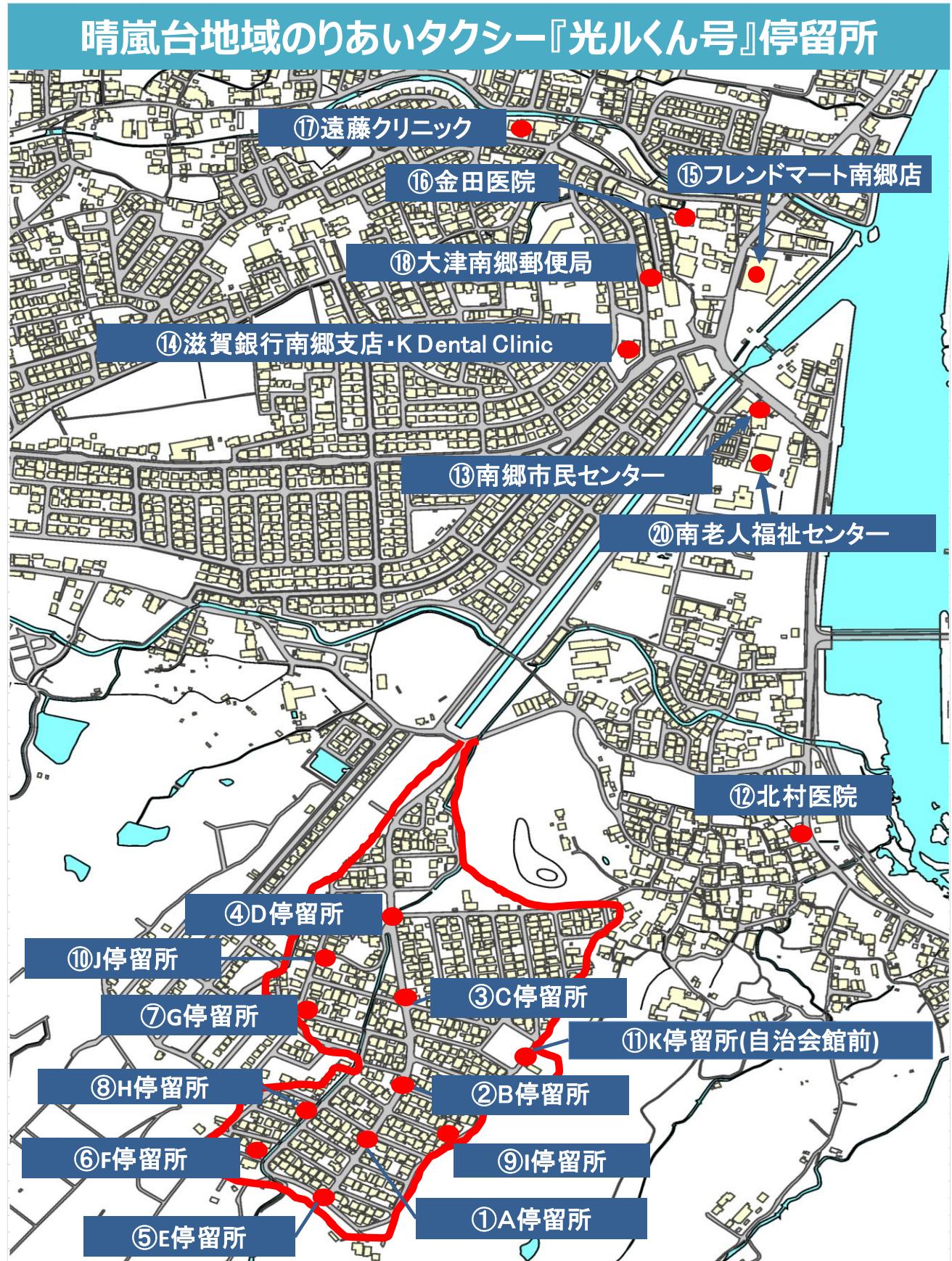
※地域の要望等を踏まえて変更する場合がある。

○上田上地域



※地域の要望等を踏まえて変更する場合がある。

○晴嵐台地域



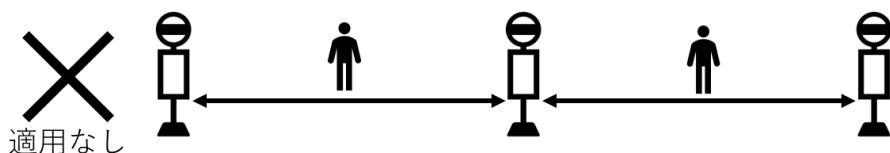
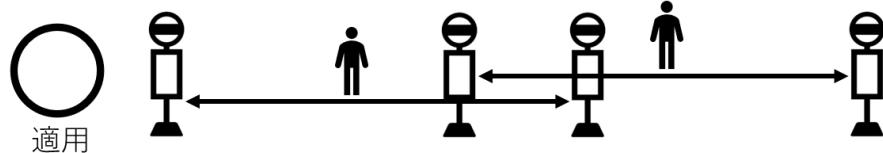
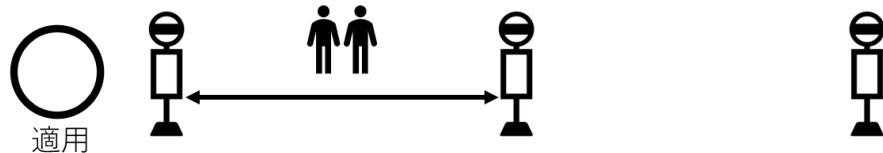
※地域の要望等を踏まえて変更する場合がある。

○あいのり割引

	通常運賃	300
あいのり割引	↓	↓
	あいのり割引運賃	250

※他割引との併用はできないものとする。

※割引適用の具体例は以下のとおりとする。



○年間委託料の算出

表1

上田上地域		
迎車単価1		円
運行単価1		円

晴嵐台地域		
迎車単価2		円
運行単価2		円

表2

上田上	運行経費	運行単価		運行回数 B (R6.12月～R7.11月)											エリアごとの運行経費(円) C=A×B		運行経費計(円)[a]	
		単価項目	単価(円)A	366											運賃収入計(円)[b]			
		迎車単価1+運行単価1													年間委託料(円)[c=a-b]			
運賃収入		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			118,500		
		14,050	14,900	11,200	11,850	9,250	9,450	11,300	7,000	7,050	6,100	11,400	4,950				年間委託料(円)[c=a-b]	
委託料																		
晴嵐台	運行経費	運行単価		運行回数 E (R6.12月～R7.11月)											エリアごとの運行経費(円) F=D×E		運行経費計(円)[d]	
		単価項目	単価(円)D	400											運賃収入計(円)[e]			
		迎車単価2+運行単価2													年間委託料(円)[f=d-e]			
運賃収入		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			140,390		
		10,200	8,100	5,550	12,550	9,990	14,150	11,600	16,550	12,350	11,800	14,000	13,550				年間委託料(円)[f=d-e]	
委託料																		
委託料(上田上・晴嵐台地域)				入札金額 年間委託料(円)[g=c+f]														

※このシートのExcelデータは大津市ホームページの本業務公告ページに掲載している。

入札書に記載する入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、上記表2の「年間委託料（円）」の110分の100に相当する金額を記載すること。

参考 1

○令和6年12月～令和7年11月の運行実績

(上田上地域)

運行回数	R6.12月～R7.11月実績											計	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
	42	44	36	36	29	23	39	27	20	22	32	366	
運賃収入	R6.12月～R7.11月実績											計	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	118,500
	14,050	14,900	11,200	11,850	9,250	9,450	11,300	7,000	7,050	6,100	11,400	4,950	

(晴嵐台地域)

運行回数	R6.12月～R7.11月実績											計	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
	30	25	17	34	31	39	36	48	33	36	37	34	400
運賃収入	R6.12月～R7.11月実績											計	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	140,390
	10,200	8,100	5,550	12,550	9,990	14,150	11,600	16,550	12,350	11,800	14,000	13,550	